



# 島根県報

平成27年2月24日（火）

第2,676号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

換地処分	(農 村 整 備 課)	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（5件）	(       "       )	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	4

### 【公 告】

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	5
基本測量の終了（2件）	(用 地 対 策 課)	5
都市計画変更の図書の縦覧	(下 水 道 推 進 課)	6

### 【内水面漁管委指示】

水産動物の採捕の禁止		6
------------	--	---

**告 示****島根県告示第125号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成27年2月16日付けで県営土地改良事業に係る金城地区小国郷第2工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成27年2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第126号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

大田市温泉津町福光ハ76、ハ1433、ハ1437-2、ハ1438

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第127号**

平成27年農林水産省告示第70号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場、川本町役場、美郷町役場及び邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
奥出雲町大馬木2860	恩田 淑子	東京都国立市東3-21-26
邑智郡川本町都賀行873-1、873-2、873-3	松島 弘昭	邑智郡川本町都賀行254-1
邑智郡川本町川本2715、2715-1、2715-2	伊藤 謙	邑智郡川本町川本1172
邑智郡川本町多田191	三宅 実	松江市東生馬町38-13

邑智郡美郷町浜原483-9	藤原 俊彦	広島市佐伯区海老園1-10-36-101
邑智郡美郷町潮村370-5	福屋 ヨシ子	邑智郡美郷町浜原362
邑智郡邑南町日貫1298、3987-3	高場 武美	邑智郡邑南町日貫1300
邑智郡邑南町日貫3964-4	藤井 富士恵	邑智郡邑南町日貫1560

### 島根県告示第128号

平成27年農林水産省告示第71号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所及び邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年 2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市木次町西日登1125、3354	石田 玲子	雲南市木次町西日登38-20
雲南市木次町西日登1128	石田 キミエ	大阪府交野市私市二丁目9-8
邑智郡邑南町雪田2173-1	森田 友清	広島市安佐南区長束二丁目21-18-3

### 島根県告示第129号

平成27年農林水産省告示第100号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年 2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
鹿足郡吉賀町幸地1552、1554	広兼 久幸	益田市幸町1-69
鹿足郡吉賀町幸地1553	板垣 伸	山口県山陽小野田市厚狭690

### 島根県告示第130号

平成27年農林水産省告示第72号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年 2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所

邑智郡邑南町下口羽2860	三上 美智子	邑智郡邑南町下口羽1283-3
邑智郡邑南町下口羽2863-1、2863-2、3093-2、3093-3	伊藤 二三子	愛知県名古屋市中区豊前町3-32
邑智郡邑南町下口羽2863-1、2863-2、3093-2、3093-3	伊藤 弘之	愛知県名古屋市中区豊前町3-32
邑智郡邑南町下口羽2864	三上 初枝	邑智郡邑南町下口羽1160
邑智郡邑南町下口羽3080	福田 政則	邑智郡邑南町下口羽531-1
邑智郡邑南町下口羽3082	田中 一誠	広島県広島市西区古江西20-18-28
邑智郡邑南町阿須那2868-1、2870	黒田 秀昭	広島県安芸郡府中町本町三丁目11-15
邑智郡邑南町下口羽2862-1、2862-2	日高 淳	浜田市杉戸町2338-5
邑智郡邑南町下口羽3083	三田 勝利	邑智郡邑南町下口羽1214

### 島根県告示第131号

平成27年農林水産省告示第73号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所、益田市役所及び邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
浜田市旭町坂本イ821-1、イ821-2	湯浅 春喜	浜田市浅井町86-41
益田市愛栄町口95、口96、口97-1、口642	潮 敏雄	益田市愛栄町口108、口109、口111
益田市愛栄町口643	下瀬 昌祐	兵庫県神戸市長田区菅原通四丁目5番地1
邑智郡邑南町日貫3963-2	高場 武美	邑智郡邑南町日貫1300

### 島根県告示第132号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 区域の名称

十日市

#### 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次に結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
雲南市掛合町1836番3	1号
〃 4445番地先	2号及び3号
〃 4447番1	4号

”	1904番 3	5 号
”	1904番 1	6 号
”	1902番	7 号
”	1876番 2	8 号
”	1873番 3	9 号
”	1873番 5	10号及び11号
”	1872番 2	12号
”	1872番 1 地先	13号
”	1837番 5	14号

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成27年 2 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成27年 2 月 10 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あすのひかり

3 代表者の氏名

尾崎 俊也

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市八幡町882番地 2

5 定款に記載された目的

この法人は、各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、障害者及び高齢者に対して、就労及び社会参加の機会の確保に関する事業を行い、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款及び定款の変更部分の新旧対照表

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁第三分庁舎 1 階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎 2 階）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成27年 1 月 31 日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年 2 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間  
平成26年7月1日から平成27年1月31日まで
- 3 作業地域  
益田市

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成27年2月4日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
基本測量（地理識別子整備業務）
- 2 作業期間  
平成26年11月17日から平成27年2月4日まで
- 3 作業地域  
安来市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
西郷都市計画下水道
- 2 縦覧場所  
島根県土木部下水道推進課

## 内 水 面 漁 管 委 指 示

### 島根県内水面漁場管理委員会指示第27-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、ごぎの繁殖保護を図るため次のとおり水産動物の採捕を禁止する。ただし、試験研究等を目的として、島根県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

平成27年2月24日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

禁止する河川	禁止する期間
(斐伊川水系頓原川支流)	平成27年3月1日から平成30年2月28日まで

牛谷川、内谷川及び位出谷川（飯石郡飯南町頓原27の3地先の砂防ダムより上流）	
（高津川水系紙祖川支流） 伊源谷川	平成27年 4月 1日から平成30年 3月31日まで
（高津川水系福川川支流） 右ヶ谷川	平成27年 3月 1日から平成30年 2月28日まで